

平成25年度

生徒指導を進めるにあたって
(高等学校版)

長野県教育委員会

目 次

はじめに

I 予防的・開発的生徒指導の推進

- 1 全体への指導 2
 - (1) 校内の生徒指導体制の確立
 - (2) 教育相談体制の確立
 - (3) ホームルーム担任の役割
 - (4) 家庭との連携
 - (5) 校種間・学校間の連携
 - (6) 地域及び関係機関との連携
- 2 個別の課題を抱える生徒への指導 5
 - (1) 発達に関する課題を抱える生徒への対応
 - (2) 長期欠席（不登校）に係る対応
 - (3) 中途退学に係る対応
 - (4) いじめへの対応
 - (5) 暴力行為への対応
 - (6) その他の問題行動への対応
- 3 情報モラル教育の推進 9
 - (1) 情報モラル教育の充実に向けて
 - (2) トラブル発生時の対応

II 問題行動等が発生した場合の対応

- 1 問題行動発生時の対応 10
 - (1) 問題行動の事実確認と情報収集
 - (2) 指導方針立案の際の配慮事項
 - (3) 生徒に対する指導の実施
 - (4) 退学勧奨等を含む指導
 - (5) 警察との連携
 - (6) 死亡事故への対応
 - (7) 県教育委員会への報告
 - (8) 報道機関への対応
- 2 命に係る事案への対応 12
 - (1) 命の教育の意義と予防的対応
 - (2) 自殺を予告する電話や手紙を受け取った時の初期対応

III 教育長通知及び参考資料

- 《 教育長通知 》 13
- 《 参考資料 》 24
- 《 別紙1 》 《 別紙2 》 27・28

はじめに

生徒指導は、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力などの自己指導能力を高めることを目指して行われる教育活動であり、学校の教育目標を達成するうえで重要な機能を果たすものとして、学習指導と並んで学校教育において重要な意義を持つものです。

長野県教育委員会もこのような観点から、「命」と「人権」を大切にしたい予防的・開発的な生徒指導を推進しています。

基本的な考え方

- 子どもとともに歩み、子どもの成長を支援する姿勢を基本とする。
- どの子にも「居場所・生きがい・存在感」のある学校づくりをする。
- 不適応や問題行動への対応とともに、日常的な相談や子ども理解を重視する。

各学校においては、本冊子を参考に、全職員で共通理解を図り、それぞれの実情に合った生徒指導の推進に取り組まれるようお願いいたします。



I 予防的・開発的生徒指導の推進

生徒指導を進めていく上で、その基盤となるのは生徒一人一人について客観的かつ総合的に認識し、日ごろからその言葉に耳を傾け、その内面に対する共感的理解を持って生徒理解を深めることが大切である。問題行動ができるだけ深刻にならぬよう、早期発見・早期対応を基本として、教育計画に基づいて行う予防的生徒指導や、生徒が主体的に判断・行動し、問題解決し自己選択できるように積極的に取り組む開発的生徒指導を踏まえて、学校の体制や生徒・家庭・地域の状況に応じて、具体的な指導を進める必要がある。

1 全体への指導

生徒指導を効果的に推進するためには学校全体の共通理解と取り組みが不可欠です。具体的な指導を進めるためには次のことを内容とする全体計画を立て、全校一体になって取り組む体制を整えることが不可欠である。

(1) 校内の生徒指導体制の確立

組織的な生徒指導の推進に当たっては、学校の教育目標を達成するため、学校全体の生徒指導の目標及び重点を明確にし共通理解を図る必要がある。その下に、各学年、生徒指導係とその他の分掌が連携して連絡・調整し一貫性のある指導、組織的な対応を行う。

- ① 生徒指導体制を確立させるために、生徒指導の方針・基準を明確にし、具体的に文書化して教職員全体に周知し共通理解を図る。また、年間指導計画に基づく研修・研鑽の場や日常の打合せ等で教職員が指導方法や考え方を共有し、一人一人が生徒指導の力量を高め合えるよう一貫性のある校内指導体制を構築する。
- ② 学校の教育目標を達成するため、校長を中心に、マネジメントサイクル（PDCA）で組織的に取り組むシステムをつくる。教職員間で生徒に関することや指導方針に係る実態などの情報を共有し、全教職員の合意形成に基づいて回していくことが各学校の生徒指導体制として重要である。また、年間計画の中に「非行防止教室」を位置付けたり、法教育を実施することによって、生徒の規範意識を高める
- ③ 生徒指導係は、ホームルーム担任、学年会等、他の係分掌と常に連絡を取り合い、日頃から生徒の様子をよく観察・把握し、適切な支援や啓発を進め、生徒理解を深める。生徒の問題行動等に適切に対応するために、学級担任が一人で問題を抱え込んだり生徒指導係など特定の教職員だけに任せることなく、管理職・生徒指導係・教育相談担当・学年主任・養護教諭等の教職員全体の共通理解を踏まえて学校としてチーム支援で組織的に対応する。また、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど外部の専門家等を活用し、早期解決及び再発防止の徹底に努める。
- ④ ガイドラインについては、年度当初に生徒・保護者に周知する。また、校則や生徒心得等の内容及び運用については、生徒の実態、保護者の考え、地域の実情、社会の常識、時代の変化等を踏まえたものになるよう積極的な見直しを行う。特に、校則等に違反した生徒への指導については、生徒理解を根幹にすえて深化させ真に教育的効果を得るよう配慮する。校則を生徒の内面に絶えず内在化していくような工夫と努力が必要である。
- ⑤ 日頃から開かれた学校づくりを推進し、学校の情報発信をはじめ、保護者、地域、関係機関等に開かれた双方向の連携を図る。

(2) 教育相談体制の確立

教育相談は、生徒の発達に即して、好ましい人間関係を育て、生活に適応させ、自己理解を深めさせ、人格の成長への援助を図るものである。日常の信頼関係に基づく生徒理解を進め、生徒の悩みや要望について、学校としてチーム支援で組織的・積極的に受けとめることが出来るような相談体制を確立し、特に、次のことに十分配慮する。

- ① 相談室を整備し、教職員が生徒一人一人と向き合える場所と時間の確保とそのため的人的配置と環境面の条件整備をすすめ、学校が一体となって対応できる校内体制を構築し、教職員一人一人の意識を高める。
- ② 教育相談はすべての生徒を対象にあらゆる機会・教育活動を通して、すべての教職員が適時適切に行う。「何事も生じていないとき」に生徒をよく観察しかかわりを持っておくことにより、いざ何かが生じたときに状況の判断と働きかけが適切にできるようになる。具体的には授業態度・出欠状況・学習成績・服装・言動等、生活面に気がかりな変化が明確に現れ、教師が気付く場合の他に、日常の行動観察で頭痛、下痢等身体に表れるサインや生徒の作文、答案、絵等の表現物を通して発見する場合、他の教職員や保護者からの指摘や相談で気付く場合等がある。このような徴候を早期に捉えることにより、問題が複雑かつ困難になる前に指導・対応が可能になる。
- ③ 問題行動を繰り返す生徒、心に悩みを持つ生徒等については日常的な把握に努める。日常の「何事も生じていないとき」に生徒理解を進め、保護者との協力関係等、信頼関係に基づいて学校内外（福祉、医療機関等）が連携することで、問題の早期発見・早期対応、状況の判断と適切な働きかけが可能になる。

(3) ホームルーム担任の役割

ホームルームは学校生活の中核をなし、仲間から肯定され個性を伸ばせる居場所であってほしいと生徒は願っている。ホームルーム担任は生徒に「自己決定の場」・「自己存在感」を与え、「共感的人間関係を育成する」生徒指導の機能を作用させ、仲間の絆に支えられた学級づくりを行うことが大切である。特に、次のことに十分配慮する。

- ① 自主的・自立的で節度ある生活習慣の確立のため、ホームルーム、教科授業、生徒会活動、クラブ活動等、学校生活のあらゆる場面で、生徒の主体性を生かした取組を強化する。
- ② 生徒一人一人に対して、常に温かく公平に接し、生徒の抱える問題を親身になって受け止め、内面に抱える悩みを共有し、共に歩み、自立を支援するよう心掛ける。
また、生徒一人一人の学習意欲を育て、個性の伸長を援助するために、学年会、教科担任をはじめ、生徒と関わりを持つ多くの教職員の協力を得て、適切な指導を行う。
- ③ 教育者としての見識を持って生徒に接し、個々の生徒の良さを見つけ積極的に称賛する。生徒の人格を否定するような言動は厳に慎む。また、問題によっては毅然とした態度で指導する。
- ④ 問題行動を起こした生徒に対しては、その背景や原因の把握に努めるとともに、自分の行為に対する責任をしっかりと自覚させる。
- ⑤ 家庭訪問、電話や文書、懇談等を通じて、保護者と絶えず緊密に連絡を取りながら、信頼関係をもとに適切な指導を行う。



(4) 家庭との連携

家庭に対し学校の指導方針を明確に示すとともに、「日々の連携」を丁寧に積み重ねることによって、学校・家庭間の信頼関係が構築され、問題行動の予防や、学校と家庭の双方において教育力の向上を図ることができる。

- ① 生徒指導の方針について、入学時に生徒及び保護者に対して文書等により十分説明し、理解を得る。また、PTA総会や地区の懇談会等の機会を通じて、保護者への周知を図る。
- ② 家庭訪問や三者（二者）懇談会の機会だけでなく、日常から家庭との連絡を密にする。特に、学校生活において気になる様子が見られる場合は、学校での学習・生活状況等を家庭に密に連絡するとともに、家庭状況や家庭での生活の様子の把握に努め、問題行動を未然に防止するための指導に生かす。
- ③ 学習状況や出欠席状況について単位認定が心配される場合、どの段階で家庭に連絡するのかを内規等で明確にし、学年や担当によって対応に差が生じないよう努める。また、該当生徒の現状と今後の見通しについて十分な説明を行い理解を得る。

(5) 校種間・学校間の連携

近年の問題行動の実態等から、幼稚園・保育園・小学校・中学校間、中学校・高校間及び各高校間の連携による指導が一層重要になってきている。相互の情報連携だけでなく行動連携（協働）の強化に努めることが求められる。

- ① 発達障害のある生徒について大切なことは、診断名・障害名よりも、生徒の特性であり、資質や性格、あるいはその時の心理状態なども含めて総合的にとらえる必要がある。中高連絡会の機会等を活用して、どのような場面でどのような支援が有効であるのか、具体的な支援についての連携が必要である。
- ② 各地区の生徒指導連絡協議会の組織を活用し、問題点や緊急を要する案件について情報連携と行動連携に努める。
- ③ 校種をまたいだ「異年齢集団」の交流活動を取り入れることにより、生徒の自己有用感や自尊感情を醸成し、将来社会で生活できる大人の育成を目指す。交流活動としては、学習補助交流、部活動交流、実習体験交流などが考えられる。

(6) 地域及び関係機関との連携

学校は、それ自体がゴールでも目的でもなく、未来に向かう子どもたちの通過点だと捉え、将来における社会的・経済的・精神的な自立を目指した取組が学校に求められる。そのためには、地域や外部機関の力を積極的に活用して予防に努めることが必要である。

- ① 地域との連携
地元の企業などの地域にある教育資源を活用し、職業体験などのキャリア教育の充実を図ることで生徒の自己有用感の醸成や職業意識の向上をめざす。
- ② 警察等司法関係機関との連携
生徒指導主事は、該当警察署の生活安全課を定期的に訪問し、自校だけでなく、地域の治安について情報を収集し、先手を打った指導を計画し予防に努める。また、交通やネット社会に関わる安全教室、万引き・薬物乱用等についての非行防止教室などを積極的に企画し、問題行動等を未然に防止するために日常から関係機関との連携体制を築いておく。

③ 福祉・医療機関との連携

家庭の事情や、本人が抱える障害の状況等によっては、児童相談所・保健福祉事務所・医療分野まで視野に入れた指導・支援が必要になる場合がある。このため学校は、福祉・医療機関について一定の知識を有していること、併せて、日常的に連携可能な関係を築いておくことが必要である。困難なケースにおいては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを介した連携を行うことも考えられる。

④ NPO等その他地域の諸機関との連携

不登校や少年非行について、学校からの指導だけでは改善が見られない場合、学校復帰支援や立ち直り支援について、NPO等との連携を取り入れることが可能である。また、職業的自立を目指す若者無業者を支援する「若者サポートステーション」等の機関を活用して、未就職となっている高校中退者や高校卒業者に対して連携支援を行う。

2 個別の課題を抱える生徒への指導

生徒一人ひとりが抱える課題は様々であり、生徒集団全体を対象にするような一般的な指導だけでは解決できない場合が少なくない。生徒が発するサインを見逃さず、教職員だけでなく関係機関とも情報を共有し、学校全体で組織的に対応していくことが重要である。

(1) 発達に関する課題を抱える生徒への対応

LD、ADHD、高機能自閉症などの発達障害は生まれつきの特性であり、一人の生徒が複数の特性を併せ有している場合もある。幼少期についての診断が成長に伴い変わっていく場合もあることをふまえ、個々の生徒が抱えている特性を把握することが重要である。基本的な指導の姿勢は、できないことを指摘するのではなく、できるための方法を具体的に、そして丁寧に教えていくことである。

① 学習面の対応

ユニバーサルデザインの考え方に立ち、落ち着いて学習できる環境を整えることが重要である。どの生徒にとっても学びやすい授業づくりが基本であるが、特に発達に関する課題を抱える生徒へは苦手なことに対しても学習意欲を高めていくために、できていることを認め、得意な面をうまく活用して自信を持たせる指導を行うことが大切になる。

② 行動面の対応

適切でない行動を減らしていくためには、適切な行動を増やしていくという視点で、適切な行動のとり方を具体的に教えていく。そして、怒りや不安がすぐに適切でない行動につながるような対処法を身につけさせることで問題を起こさないようにすることが重要である。迷いのあるあいまいな対応や、人や時によって異なる対応は、ただ混乱させるだけであり、一貫した対応を心がける。

③ 指導に当たっての留意点

指導したことを定着させ、確実に身につけさせていくためには、失敗を指摘して修正させるという対応ではなく、成功により成就感や達成感が得られる経験を積みせ、そしてそれを認めてくれる望ましい人間関係を形成させることが必要である。対応を学級担任一人に委ねるのではなく、情報を共有化して共通理解を図り、組織やチームで考えていくことが重要である。

④ 二次障害の早期発見と対応

障害特性に対する理解と対応が適切でない場合、精神的に不安定になり、さまざまな問題行動や心身に症状が出てしまう二次的障害がおこる場合があるが、適切な支援を行えば比較的短時間で改善が可能である。そのためには、早期発見に努め、特性に応じた支援を工夫するとともに

に、自信や意欲を失ったり自己評価が低くなったりしないように、自尊感情を高めていく対応が大切である。

⑤ 保護者との協働

学校は、保護者も家族も大きな不安を抱えているという視点で見守っていく必要がある。学校で生徒に適切な対応がなされることで、親子関係は安定し、生徒の状態も落ち着いてくる。行動面に課題を抱えている生徒の場合は、しつけや養育の問題を指摘されることが多く、保護者自身も子育てに自信を失い、孤立している場合が多く見られる。学校の考えを一方向的に押し付けるような対応ではなく、保護者の考えを十分に受け止めながら、生徒の情報を共有し、関係機関とも連携して個別の指導計画の作成について一緒に考えていくための体制を整えていく。

(2) 長期欠席（不登校）に係わる対応

長期欠席・不登校の原因や状態像は複雑化・多様化しており、生徒がどのような状態にあるのか背景や環境にも目を向け、予防的対応を心がける。長期欠席の生徒に対しては見たて（アセスメント）を行った上で、生徒本人が社会とのつながりを形成し主体的に歩み出せるように適切な働きかけやかかわりを持つことが必要である。

① 校内の指導体制の充実

学校生活をより一層充実させるための取組を展開し、すべての生徒が充実して学べる学校教育を目指す。とりわけ、高校入学時や進級時の学級編成などの節目においては細やかな配慮をする。また、教職員が生徒に対しての共通理解を持ち一貫した指導・援助を進めるために校内指導体制を確立し、必要に応じて個別の指導計画の作成を行う。

② スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携し、家庭に対しても適切な働きかけや支援を行い、保護者の不安や悩みに寄り添うことが大切である。

③ 専門機関等との連携

長期欠席の状態の多様化に伴い連携すべき専門機関は多岐にわたり、教育センターや地域の教育支援機関、児童相談所などの公的機関だけでなく、民間施設やNPO等とも積極的に連携し、相互に協力・補完しつつ対応に当たることが重要である。

(3) 中途退学に係わる対応

高等学校の中途退学者数は、近年、減少傾向にはあるものの、なお相当数に上っており、いわゆるニート、フリーター、引きこもりなどとの関連も指摘されていることから、安易に中途退学をさせないようにきめ細やかな指導をすることが大切である。

① 未然予防

中退事由としては、学校生活・学業不適應から中途退学するケースが依然として多い。これは生徒の人間関係力や社会性が十分に育っていないこととともに、自身の将来を考える力（キャリア発達）が未熟なまま曖昧な動機で進学する生徒が多いためと考えられる。

- ・基礎学力を定着させる学習指導とキャリア教育を含めた社会性をはぐくむ指導を通して、将来、生徒が自立して生きる力を育てる。
- ・中学校との情報の共有化を図り、十分な学校説明と体験入学などを行い入学希望の生徒に学校の特色を理解させ、高等学校での不適應を事前に防止する。
- ・教育相談体制を充実させ日ごろから生徒の悩みを聞く。

② 中途退学時の対応

やむを得ず中途退学をする際には、県作成のリーフレット『新たな進路のために』などを活用しながら、親身になって本人・保護者と進路相談を行う。転学・進学を希望する場合は十分な情報提供を行い、就職を希望する場合はハローワークなどの就職支援機関等との連携を図る。

(4) いじめへの対応

いじめはどの学校にも、どのクラスにも、どの生徒にも起こりえるものであること、また誰もが被害者にも加害者にもなり得るものであることを十分に認識して指導する必要がある。そのためには「手引き」や「生徒指導リーフ」シリーズ等の資料をもとに各校でマニュアルを作成し、全職員の共通理解のもとに対応する。いじめの訴え等を学級担任が一人で抱え込むのではなく、組織的に対応する。

① いじめについての理解

「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の生徒に徹底させる。いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという認識と、いじめを他者に相談することは正しい行為であるという認識を生徒に持たせる。また、いじめられる生徒や、いじめを告げたことによっていじめられるおそれがあると考えている生徒を徹底して守り通すということを、教職員が、言葉と態度で示すことが必要である。いじめが成長のための試練の一つであるとか、いじめられる側にも原因があるといった考えは認められないものであり、個々の教師がいじめの問題の重大性を正しく認識する必要がある。また、教師の何気ない言動が生徒に大きな影響力を持つことに十分留意し、教職員自身が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりするようなことがないように留意する。

② いじめの未然予防

教師が生徒の悩みを受け取るためには、まず何よりも、全人格的な接し方を心がけ、日頃から生徒との深い信頼関係を築くことが不可欠である。生徒の人間関係の変化を踏まえ、学級経営やクラブ・生徒会活動における指導の在り方について不断の見直しや工夫改善を行う必要がある。生徒や保護者からのいじめの訴えはもちろんのこと、定期的なアンケートや面接等を実施し潜在化しているいじめの早期発見に努め、すみやかに教職員相互において情報交換する。また、相談体制の充実を図り、養護教諭やスクールカウンセラー等との連携に努める。

③ いじめる生徒への指導・措置

いじめを行った生徒に対しては、心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようにするとともに、動機や背景を踏まえ、一定の教育的配慮の下に、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く継続して行うこと。いじめの状況が一定の限度を超える場合には、警察等適切な関係機関の協力を求める。

④ いじめを受けた生徒へのケア

いじめられている生徒には「絶対に守る」という学校の意志を伝え、心のケアと併せて登下校時や休み時間、清掃時間などの安全確保に努める。また、保護者との連絡を密にし、対応策について十分に説明し、了承を得ることも必要である。いじめが解決したと思われた後も、学校が知らないところで陰湿ないじめが継続していることもあるので卒業まで定期的に観察していく必要がある。



(5) 暴力行為への対応

暴力行為は、違法・反社会的行為であり、「学校においてもいかなる理由からも認められないし絶対に許されない行為である」と明確に否定するとともに、「暴力は人権の侵害でもあり人権尊重の精神に反する」との認識を全教職員が共有したうえで学校における一致協力した取り組みが不可欠である。

① 規範意識の育成

暴力行為の予防という視点からも、学校や社会のルールを遵守することを基軸とし、すべての教育活動をとおして人権尊重や他者とのかかわり方を育成する。

② 被害生徒とその周囲への指導

被害を受けた生徒とその保護者に対しては、学校として、暴力行為を絶対に許さず被害者を守る立場に立つことを明確にして、生徒本人の受けた被害を十分に理解し、養護教諭やスクールカウンセラー等との連携を積極的に図り、心のケアをする。周囲の生徒とその保護者は安全・安心感を脅かされた状態にあるので、その指導・支援においては、暴力行為を許さないという姿勢を示すとともに生徒の安全・安心を確保することを伝える。

③ 加害生徒への指導

暴力行為を起こした生徒への指導については、「違法・反社会的行為であり、学校でも許されない行為である」という一致した指導方針の下、毅然とした態度で指導する。場合によっては学校長の判断により、警察等との外部機関と連携する。指導にあたっては、暴力行為の背景にある本人の抱える問題等を踏まえ、慎重に指導する。

(6) その他の問題行動への対応

① 飲酒、喫煙、薬物乱用

未成年者の飲酒・喫煙自体、違法行為であるが、薬物乱用など様々な問題行動へと発展する恐れがある。これらの問題を抱える生徒には、早期発見・早期対応のための指導を充実させることが大切である。学校においてはこのような行為に対して、きっかけを取り除いたり、自らきっかけを拒絶することができるようになることを目標として未然防止にむけた第一次予防への取り組みがなされなければならない。

② 家出への対応

家出は様々な犯罪の被害に遭いやすいなどの問題を含んでいる。家出の多くは家庭や学校から逃れようとする逃避が原因となっている。日頃から生徒理解に努め、教員との信頼関係や生徒相互の人間関係を深めるよう努めることが大切であり、保護者に対しては安心できる「心の居場所」としての家庭の形成にむけた助言も必要である。

③ 虐待への対応

虐待は、生徒の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えると同時に、虐待を受けた子どもが親となって過去の経験に苦しめられるなど次の世代に引き継がれるおそれもあり、早急に発見し対応することが喫緊の課題となっている。虐待の早期発見及び虐待に係る通告（児童虐待を受けたと思われる生徒を発見した者が、速やかに、福祉事務所又は児童相談所へ通告しなければならない規定）は国民一般に課された義務である。

④ 性に関する課題

性に関する問題行動や性的被害は、学校の管理下だけで生じる問題ではないことから、未然防止の取り組みや発生時においては校外の関係機関との連携が重要である。また、学校においては性教育に関係した指導計画等を作成し、未然防止に努める。性に関する問題行動や性的被害には、個別の指導・対応が必要であり、その際には養護教諭やスクールカウンセラー等との連携が不可欠である。

3 情報モラル教育の推進

インターネット・携帯電話の普及に伴い、生徒の情報活用能力の育成が求められている。情報リテラシーの不足や中毒的な過剰な利用で深刻なトラブルや生活習慣が崩れるケースが発生している。

情報の正しく安全な利用を含めた情報モラル教育が不可欠であり、指導の際には生徒自身が「被害者とならない」「加害者とならない」「加害行為に手を貸さない」という視点が大切である。

(1) 情報モラル教育の充実に向けて

適切な指導の大前提として、教職員が研修に努めネットの現状や関連法令を十分に把握しておく必要がある。情報社会やネットワークの特性の一側面として影の部分を理解した上で、よりよいコミュニケーションや人と人との関係づくりのために、情報手段をいかに上手に賢く使っていくか、そのための判断力や心構えを身につけさせるため、地域や家庭との連携を図りつつ、情報モラルを身につけさせる指導を行う。（以下のサイト等を参考にする）

- 総務省、文部科学省及び通信関係団体などが連携して実施している「e-ネットキャラバン」
<http://www.e-netcaravan.jp/> 子どもたちのインターネットの安全・安心利用に向けた「e-ネット安心講座」の講師を、教員・保護者向けに派遣（原則無料）
- 警察庁関連のNPOが運営する「ポリスチャンネル」<http://www.police-ch.jp/> サイバー犯罪対策ビデオなどを閲覧できる（ビデオライブラリー中の「サイバー犯罪」）
- 「情報モラル指導ポータルサイト」<http://kayoo.info/moral-guidebook-2007/> 情報モラルの無料ウェブ教材情報や指導実践事例を参照できる
- 情報モラル教育などの具体的な取組については、文部科学省の「教育の情報化に関する手引」にまとめられている http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1259413.htm
- 長野県教育委員会のケータイ・インターネット指導のためのポータルサイト
<http://www.pref.nagano.lg.jp/kyouiku/kyougaku/ubiquitous.htm> 長野県生徒指導総合対策会議で作成した指導資料などを掲載している
- 長野県教育委員会のメディアリテラシー教育の手引き
<http://www.pref.nagano.lg.jp/kenkyoi/jouhou/seitosidou/sidousiryou/no79/index.htm>

(2) トラブル発生時の対応

トラブルの発生時には学校内での調査では限界があり、従来のように学校内での関係生徒への調査で掌握することがますます困難になっているが、ケースに応じて通報・相談機関を利用すれば、早期解決の助力になる。被害・加害の生徒に対しては、いじめ・暴力の発生時と同様に早期に対応する。

下記のサイト等を参考に関係機関と連携しつつ対応する。

- サイバー犯罪については、都道府県警察にサイバー犯罪相談窓口がある。殺人・爆破・自殺予告など緊急対応が必要な情報は警察に110番通報する。長野県警察のサイバー犯罪対策室のWEBは
<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/seian/hightech/index.htm>
- 法務省の人権擁護機関では、不当な差別情報などに関する人権相談を、各法務局の窓口で受け付けている。インターネットの相談窓口は <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>
- 違法・有害情報の通報受付窓口として、財団法人インターネット協会が運営するインターネット・ホットラインセンターがある。わいせつ関連情報、薬物関連情報などの違法情報、有害情報を中心に受け付け、警察への情報提供、プロバイダや電子掲示板の管理者等に対する削除依頼、関係機関への情報提供などを行っている。 <http://www.internethotline.jp/>

- 社団法人テレコムサービス協会内に設置された**違法・有害情報相談センター**が、学校関係者などを対象に、インターネット環境における違法・有害情報、安心・安全にかかわる無料相談を受け付け、助言や連携する関連諸団体・窓口への紹介も行っている。 <http://www.ihaho.jp/>

II 問題行動等が発生した場合の対応

1 問題行動発生時の対応

(1) 問題行動の事実確認と情報収集

- ① 問題行動が起きた場合は、速やかに生徒指導係や管理職に連絡し、必ず複数の教員で迅速に対応する。さらに保護者や関係機関に連絡をとる。
- ② 事実確認の際は、複数の教員であたり、関係生徒や保護者から正確な事実を聴取する。その際、関係生徒の人権に十分配慮し、長時間にならないようにする。
- ③ 常に教育的配慮に心掛けながら、時系列に沿った指導記録をまとめておく。

(2) 指導方針立案の際の配慮事項

- ① 問題行動発生の原因や背景を迅速かつ正確に把握した上で、指導の方向性を慎重に検討する。
- ② 関係生徒や保護者から聴取した意見・事情等は、全職員で正確に共有しておく。
- ③ 指導方針を決定するにあたっては、職員会等において十分協議し、早急な結論を避ける。また、関係生徒や保護者に必ず意見聴取の機会を保障する。
- ④ 問題行動が複数校にまたがって発生した場合は、学校間で指導方針等を含め、十分に連絡を取り合う。

(3) 生徒に対する指導の実施

- ① 各校で定めている「生徒指導ガイドライン」に沿って行う。
- ② 生徒本人はもちろん、保護者に対しても学校の指導方針等を十分に説明し理解を得る。
- ③ 反省指導を行う場合、期間は適切なものとし長期にならないよう配慮する。また、「自宅待機」は原則として行わない。
- ④ 問題行動に対する指導（反省指導等）と懲戒の処分（停学等）は明確に区別する。
- ⑤ 反省指導中は学習権の保障という観点からの学習指導を含め、生徒・保護者との連絡を一層密にする。
- ⑥ 指導措置が長く続いた結果、単位認定や進級に関わる問題が発生した場合は、生徒及び保護者が十分納得するようきめ細かな対応をするとともに、学校内規の弾力的な運用にも配慮する。

(4) 退学勧奨等を含む指導

- ① 本人や保護者の意見を十分聞いた上で、学校の指導方針を校長、教頭、生徒指導主事等が説明する。
- ② 保護者・生徒本人が退学を望まない場合は、退学を強要することはできない。
- ③ 特別な場合を除き、過去に指導歴のない段階での退学勧奨等の指導や懲戒としての退学処分は避ける。また、退学となった場合には、その後の進路等のサポートを十分に行う。
- ④ 各校では、「反省指導や懲戒処分に係る指針（ガイドライン）」を作成し、それを生徒・保護者に周知することを通じて、生徒指導についての理解を図る。また、ガイドラインは、学校の実情に応じて定期的に見直す。

(5) 警察との連携

- ① 警察との情報連携にあたっては、平成18年4月施行の「児童生徒による非行事案等に係る学校と警察の連絡」運用要領に基づいて適切な対応を行う。特に、警察による校内での事情聴取にあたっては、教職員が立ち会うなど必要な配慮をする。
- ② 平成24年9月5日付通知「いじめ問題や各種トラブルに関する警察との連携について」により、各学校においては、より一層警察との連携を図るようとする。

(6) 死亡事故への対応

- ① 「危機対応チーム」を編成する。
- ② 校長等の弔問をできるだけ速やかに誠意をもって行う。
- ③ 遺族や関係者に対しては、誠意をもって、きめ細かな対応に努める。
- ④ 全校生徒への周知にあたっては、本人や家族の人権や個人情報に十分配慮する。
- ⑤ また、スクールカウンセラーの派遣を要請するなど、家族や周囲の生徒に対する心のケアについても配慮する。
- ⑥ 事件・事故に係る記録は、時系列でまとめる。

(7) 県教育委員会への報告

- ① 問題行動が発生した場合には、「生徒の問題行動・事故等送信カード（速報）」の様式に従って、できるだけ速やかにEメールで教学指導課心の支援室生徒指導係に報告する。
また、送信時に心の支援室に電話連絡を入れる。
- ② 後の文書報告は、「問題行動」「交通事故」のそれぞれの様式に従って報告する。その際、報告する「問題行動」「交通事故」は、以下の点を目安とする。
 - ・「問題行動」は死亡事故、警察に届け出た件、暴力行為・いじめ等解決が長引く可能性がある件、複数校にまたがる件、報道された件または報道される可能性が高い件等。
 - ・「交通事故」は上記に関連する件に加え、重傷以上(骨折、入院・加療が1ヶ月以上)の事故。

(8) 報道機関への対応

- ① 報道機関に確かな情報を速やかに公表することは国民の知る権利に答えることであり、学校としての説明責任を果たすことを全職員が心得ておく。
- ② 報道機関等へは、危機管理マニュアルに沿って対応し、混乱・誤認を招かぬよう十分留意する。また、取材や生徒の接触等についても、生徒の人権や個人情報を保護するために、必要な事項を予め教職員・生徒に周知徹底しておく。



2 命に係る事案への対応

(1) 命の教育の意義と予防的対応

生徒の命にかかわる深刻な事件や事故が続く中、学校の教育活動全体を通じて命の大切さや生きる喜びを実感としてとらえる場が必要である。実施に当たっては、次のような点に留意する。

- ・生徒が自分自身を価値ある存在と認め、自分を大切に思う自尊感情を育む。
- ・命の大切さを実感できるような自然や人と豊かにかかわる体験活動の充実を図る。
- ・生徒個々の発達段階に配慮する。
- ・教員自身が生と死や命に向き合う自らの姿勢を問い直すための研修の充実を図る。

(2) 自殺を予告する電話や手紙を受け取った時の初期対応

- ① 「危機対応チーム」による緊急対策会議を行い、予告内容を慎重に分析する。
 - ・生徒の自殺を阻止するためにどうするかを第一に考える。
 - ・要求事項（交換条件等）がある場合は、その根拠、原因や背景等を慎重に探る。
 - ・PTA、保護者の協力を得ながら必要な措置をとる。要求事項（交換条件等）があつて、それに学校が一定の結論を出す場合は、校長の責任において行う。
 - ・事態の発生から解決の段階に至るまで、関係する一切の経過等について詳細な記録をとる。
 - ・校長は、高校教育課及び教学指導課心の支援室に速やかに報告する。必要に応じて警察等の関係機関に協力を要請する。
- ② 全教職員が共通認識のもとで取り組む体制を確立する。
 - ・校長は緊急職員会を開催し、全教職員が情報を共有し、共通認識のもとで対応、指導するとともに、教職員間の連携体制を明確にする。
 - ・予告者の人権などに配慮し、教職員の軽率な言動によって情報が漏れることがないようにする。
 - ・生徒や全家庭に伝える場合には、共通の文言に基づいて行うなど、教職員個人の見解によることのないようにする。
- ③ 予告者を特定しようとする場合は、慎重な配慮のもとに行う。
 - ・予告者を特定するために、生徒からの聞き取りやアンケート調査、家庭訪問等を行う場合は、予告者を追い詰めることにならないよう配慮する。
 - ・予告電話が再びかかってくることに備えて、具体的な対応策を考えておく。
 - ・電話がかかってきた時には、受容的態度で接し、できるだけ予告者を特定できる工夫をするとともに、電話の様子を詳しく記録する。
 - ・全校生徒の状況の把握に努める。特に、欠席生徒あるいは欠席しがちな生徒、最近様子が変化したと思われる生徒については、家庭訪問や電話等により保護者と連絡を取り、状況把握を確実にを行う。
- ④ 特に行事等の中止を求める自殺予告があつた際には以下の点をふまえて判断する。
 - ・生徒の状況を十分に把握し、予定どおり実施しても問題がないと判断した場合においても、十分な実施体制を整えた上で実施する。
 - ・時間的に余裕がない場合は、延期してさらに状況把握に努め、十分な実施体制を整えたうえで実施する。
 - ・生徒の状況を十分に把握できない時、あるいは、実施に問題があると判断される時は行事の中止も検討する。
 - ・必要に応じてPTA役員等にも相談し、協力を得る。

Ⅲ 教育長通知及び参考資料

《 教育長通知 》

○ 重大事件の未然防止について

＜平成15(2003)年8月6日 15教指第474号＞

ご承知のように、本年四月に、飯田高校生徒刺殺事件検証委員会から、死亡・重傷事件等の重大事件への対応に係わる貴重な「提言」を賜りました。

県教育委員会といたしましては、本「提言」を受け、重大事件を未然に防ぐために、具体的な指針づくりの検討を重ねてまいり、別紙のようにまとめました。

各学校では、これまでも、一人一人の児童生徒を大切に生徒指導に心がけてきていただいたところですが、改めて、別紙の各事項について、職員会議などの場で十分な確認をしていただき、生徒指導体制の一層の充実が図られるようお願いいたします。

小中学校におかれましては、市町村教育委員会と緊密に連絡・相談し、重大事件の未然防止に向け、各学校の状況に応じた効果的な取組をお願いします。

[別紙]

児童生徒による重大事件を未然に防ぐための指針

1. 基本的事項

児童生徒による死亡・重傷事件等の重大事件を未然に防ぐためには、何よりもまず、どの児童生徒も様々な課題を抱え、時には自分を見失い、死亡・重傷事件等の重大事件を起こすことがあり得ることを全教職員が共通認識し、同時に、保護者にも同様の理解を促す必要があります。

その上で、下記の5項目を踏まえた日常的な生徒指導を推進して下さい。

- (1) 校長のリーダーシップの下、全教職員が協力して指導にあたる体制を整備し、全教職員が問題行動の内容等を的確に把握・共有し、指導方針や対応について共通解を図る。
- (2) 常日頃より、様々な教育活動を通じ、児童生徒の自尊感情や規範意識の向上に努めながら、どの児童生徒にも、「居場所・生きがい・存在感」のある学級・学校づくりを推進するとともに、「自分も他者もかけがえのない大切な存在」であることを認識させる。
- (3) 相談体制の整備や相談窓口の周知、相談しやすい環境づくりなど、問題行動への予防や対応について、保護者、スクールカウンセラーなどの意見を参考にしながら、全教職員による積極的な見直しや改善を行う。
- (4) 児童生徒・教職員が、犯罪被害者や関係機関の話を聞く機会を積極的に持つ。
- (5) 児童生徒の日頃の行動や生活態度について、特に、家庭との十分な連携に努める。また、児童生徒からの情報収集はもとより、学校間や地域・関係機関との連携を図りながら、問題行動の温床となりやすい施設、場所等の情報の収集・連絡に努め、必要な指導を行う。

2. 個別的事項

暴行・傷害、薬物乱用、暴走行為、脅迫、恐喝、窃盗等の犯罪行為を起こした児童生徒や、いじめ、深夜徘徊、無断外泊、性の逸脱行動、授業妨害、怠学等の不良行為などを繰り返す児童生徒への対応については、特に慎重を期しながら、下記の項目を踏まえた指導を推進して下さい。

また、過去に上記のような問題行動歴がない児童生徒についても、全教職員による共通認識と協力のもと、保護者、スクールカウンセラーなどの意見も参考にしながら、予兆を見落さないよう努めて下さい。

なお、下記の(3)以降については、死亡・重傷事件等の重大事件の未然防止のために、事前に、全児童生徒・保護者への周知とともに、保護者の理解と協力を得るようお願いいたします。

- (1) 教職員は各種相談員等関係者とも連携して、対象の児童生徒に対し、集団による指導を行うとともに、自分も他者もかけがえのない大切な存在であることを、重ねて認識させる。
- (2) 犯罪行為や不良行為などの問題行動を繰り返す児童生徒の自尊感情の回復のため、学習支援が必要と思われる時はその手だてを取る。

- (3) 教職員等による集団指導を通じ、対象の児童生徒の心情、家庭環境、成育歴等、今後に生かす情報収集を図るとともに、犯罪行為を起こした児童生徒・保護者には、自発的意思による被害者への心からの謝罪と償いをするよう努める。
- (4) 凶器類による暴行・傷害事件等を起こした児童生徒には、必要に応じて、凶器類の校内への持ち込みがないか、他の児童生徒に配慮しながら、所持品の調査を実施する。
- (5) 教職員等による集団指導を継続しても、対象の児童生徒に立ち直りの様子が見られない場合は、保護者とも連携して、児童相談所や家庭裁判所への通告を検討する。合わせて、小中学校においては、状況に応じ、児童相談所や市町村教育委員会と緊密に連絡・相談し、児童保護や出席停止などの対応を検討する。高等学校においては、状況に応じ、停学処分・退学処分を視野に入れた措置を検討する。

○ 生徒指導の充実・改善について

＜平成18(2006)年11月15日 18教指第469号＞

平素より、生徒指導の充実についてご尽力ご協力いただき誠にありがとうございます。

このことにつきましては、平成18年(2006年)10月24日付け18教指第445号で通知をしたところですが、引き続き、いじめにより児童生徒が自らその命を絶つという事件が相次ぎ、「いじめを苦にした自殺」を予告する手紙が関係機関に寄せられるなど、「いじめ問題」に対して、学校ならびに関係機関の適切な対応・指導が求められております。

つきましては、市町村(学校組合)教育委員会ならびに各学校におかれまして、いじめ問題について、いじめが起きたときの取組、相談体制を見直す取組、命と人権を大切にする取組について、下記の事項にご留意の上、いま一度総点検を実施し、生徒指導の充実・改善に一層取り組まれるようお願いいたします。

なお、市町村(学校組合)教育委員会にあっては、管内の小中学校へ周知いただきますよう、併せてお願いいたします。

記

1 いじめが起きたときの取組

- (1) 「いじめはどの学校にも、どの教室にも起こり得る」「本人がいじめと感じれば、それはいじめである」「いじめは、人間として絶対に許されない」との教育長通知(平成9年4月25日)を、基本認識として全職員が確認する。
- (2) いじめ問題の重大性を全職員が認識し、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する。
- (3) いじめについての訴えや情報等があった時は、直ちに学校長に報告し、学校長はそれを軽視せず、迅速な情報収集と事実関係の把握に努め、事実を隠蔽することなく、的確な対応する。
- (4) 実態や事実を把握するために、児童生徒・保護者からの情報をしっかりと受け止めるとともに、養護教諭・スクールカウンセラーなどとの校内連携に努め、児童生徒の生活や人間関係について、きめ細かく調査を実施する。
- (5) いじめられる児童生徒に対し、心のケアや様々な弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行う。また、いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- (6) いじめの事実関係を明らかにする中で、法的な視点から、いじめを行う児童生徒に対して、特別な指導計画等によって、毅然とした指導を行う。
- (7) いじめの問題の解決のためには、PTA(保護者)や市町村・県教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ、教育相談機関、児童相談所、警察等の外部の関係機関との連携協力を行う。
- (8) いじめによる自殺予告等への対応については、別紙3「自殺予告への対応について」を参考にする。

2 相談体制を見直す取組

- (1) 児童生徒や保護者の悩みや要望を受け止めるため、相談窓口（場所、人、方法）を明確にしてホームページや文書等で児童生徒・保護者に周知し、相談窓口が十分に機能するようにする。
- (2) 日常的に児童生徒の様子を見守り、児童生徒についての情報交換を行い、報告・連絡・相談・確認を通じて情報を共有する。また、相談支援の必要な児童生徒に対しては、チームを組んで支援を行ない、悩みの解消が図られるまで継続的で適切な事後対応を行う。
- (3) 校内での連携はもとより、必要に応じて保護者や外部機関との連携を図り、スクールカウンセラーや心の相談員を組み込んだ教育相談体制を整備する。
- (4) 事例研究やカウンセリング演習など実践的な内容を持った校内研修を実施し、教職員の相談についての資質と能力を高める。
- (5) 教育相談における児童生徒等の個人情報の取扱いについては、個人情報に関するガイドライン等に基づき適切に取り扱う。

3 命と人権を大切に取る取組

- (1) 命の尊さを学ぶことが全ての教育の前提にあるとの認識に立ち、「いじめ」や「暴力行為」は命や人権を奪う重大な問題であることを、様々な機会を通じて繰り返し指導する。
- (2) 命は互いの命によって支えられていること、自分の命を大事にすることが互いの命を大事にすることにつながることを、日々の生活の中で実感させるような取組を充実する。
- (3) 学校教育の根底に人権教育を据え、あらゆる教育活動を通じて人権尊重の精神を涵養するための取り組みを、体系的計画的に行う。
- (4) 携帯電話・メール・インターネット等による誹謗中傷から、互いの命や人権を損なう状況が増えている現状を踏まえ、各校における実態を把握し、児童生徒の情報モラルについての意識を高める。
- (5) 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないように、「いじめ」や「体罰」等を含む事例研究等を通じて研修を深める。
- (6) 教職員が率先して命を尊ぶ態度を示し、教職員研修などを通じて人権感覚を磨き、学校や学級全体が命を尊び、人権意識の高い集団として機能するように指導する。

○ インターネット・携帯電話利用の指導について

＜平成19(2007)年2月2日 18教指第617号＞

平素より、生徒指導の推進について、ご尽力、ご協力いただき誠にありがとうございます。

インターネットや携帯電話の利用につきましては、平成18年(2006年)3月3日付け17教指第944号で「メディアリテラシー教育の手引」を各校に送付し、指導をお願いしているところですが、本年度におきましてもインターネットや携帯電話の利用に関わる児童生徒の問題が増加しており、犯罪及び犯罪被害等の憂慮すべき事件が相次いでおります。

つきましては、市町村(学校組合)教育委員会ならびに各学校におかれまして、インターネットや携帯電話の利用実態の把握に努めるとともに、下記の事項にご留意の上、一層の取組と指導をお願いいたします。

なお、市町村(学校組合)教育委員会におかれましては、管内の小中学校へ周知いただきますよう、併せてお願いいたします。

記

1 学校・教職員の取組における留意事項

- (1) 「メディアリテラシー教育の手引」(※1)と「インターネット・携帯電話の指導について(教師用)」や平成18年11月実施の「携帯電話についてのアンケート(結果)」等を活用し、各校の教育計画に情報モラル教育やメディアリテラシー教育の推進を位置付けること。
- (2) 長野県教育委員会が提唱する「コミュニケーションデー」(※2)や「共育クローバープラン」(※3)を具体化した「ノーテレビデー」、「ノーゲームデー」などを取り上げ、児童生徒のメディア環境へのあり方について、家庭や地域と連携した取組みを積極的に推進すること。
- (3) インターネットや携帯電話の利用とその問題点について、刑法及びその他の犯罪関係特別法、著

著作権法、個人情報保護法（条例）等の観点から教職員が率先して研修を進め、この問題に関する理解と児童生徒に対する指導の共通理解を深めること。

2 児童生徒への指導における留意事項

- (1) 携帯電話（メール含む）の使用については、周りへの迷惑や医療上の影響等を考え、学校の内外を問わず時間、場所などのルールやマナーを守る必要があること。
- (2) メールや掲示板・チャット・ブログ（インターネット上の日記）などの書き込みサイトを利用して他人を誹謗・中傷することは、重大な人権侵害であり、名誉毀損や脅迫罪等刑法上の罪にあたること、また、場合によっては民事上の損害賠償等を請求される問題に発展する場合もあること。
- (3) 携帯電話やパソコン等からのメールや書き込みによる犯罪若しくはその虞（おそれ）のあるものについては、通信記録からその携帯電話やパソコンを特定できること。
- (4) 出会い系サイト、アダルトサイトなどの有害サイトへのアクセスやプロフ（プロフィール）等への個人情報の書き込みは、悪意を持った見知らぬ大人の世界や犯罪に巻き込まれる危険性が高いこと。
- (5) インターネットや携帯の過度な使用は依存性があり、人間関係の希薄化、コミュニケーション能力の低下など人格形成上の阻害要因となり、基本的な生活習慣の乱れ、集団への不適応等の要因となること。

3 保護者・家庭との連携における留意事項

- (1) 『家庭における子どもの「インターネット利用」「携帯電話使用」（保護者用）』や「親子で学ぶネット講座」（※4）テキストをPTA活動やクラス懇談会等の機会に直接配付するなど、家庭・保護者への積極的な働きかけを行うこと。
- (2) 携帯電話の電話以外の機能（メール、インターネット、カメラなど）やその危険性、子どもの使い方・遊び方について親が把握すること。保護者が責任をもって、携帯電話の契約内容や初期設定、また、携帯電話やパソコンへの「フィルタリングソフト」（※5）のインストールを行うこと。
- (3) 携帯電話を利用する目的や内容、インターネットの利用時間・内容などについて、子どもと保護者が具体的なルールづくりや約束をすること。

○ 田川高校調査委員会報告書に基づく学校運営上の諸課題について

＜平成21年(2009年)10月13日 21教指心第133号＞

標記の報告書については、4月の県立高等学校校長会議において調査委員会委員長の説明を加えて配付しました。学校においては、生徒のかけがえのない命を守り、すべての生徒が安心して過ごせる学校づくりのため、下記により校内体制・学習指導・生徒指導等について改めて点検し、必要な措置を講じるよう、報告書を踏まえて対応してください。

記

1 学校管理に関して

(1) 情報の共有と伝達

問題を抱えた生徒の情報については、全職員で共有するとともに、必要な情報が確実に校長に伝えられる体制づくりをさらにすすめる。

教職員の異動時には、生徒の情報を確実に引き継ぐ。特に、管理職においては、次年度以降も在籍する生徒について、把握している情報を後任者に引き継ぐ。

(2) 危機管理について

重大事件事故発生時は、危機対応チームを編成し、迅速できめ細かな対応に努める。

2 学習指導に関して

(1) 単位認定について

単位認定に係る学習指導について再点検し、成績会議では各生徒の様々な背景にも焦点をあて、学校全体として十分な検討や議論をしていく。

- ① 問題を抱えた生徒の指導にあたっては、各教科の状況等を含め、教科会・学年会等できめ細かな検討を行い、とりわけ認定が危ぶまれるときはケース会議を開いて、具体的状況に即した個別指導を継続的に試みるなど組織的な対応を行う。
- ② 学習指導要領の趣旨に沿って、目標に準拠した評価いわゆる絶対評価を行い、様々な観点から到達度をみる。
- ③ 日頃から保護者との連携に努め、理解と協力を得る。年度末に連絡・相談が集中しないように心がける。

(2) 情報モラル、キャリア教育について

- ① インターネットや携帯電話に関するトラブルを解決するために、継続的な情報モラル教育を通じて有効な対策を講じていく。
- ② 生徒がネット社会のルールを自ら検証・策定するなど、生徒会等と連携した主体的な取組を促す。
- ③ 進路を含めたキャリア教育の充実を図る。

3 生徒指導に関して

生徒指導を進めるにあたっては、入学式はもとより、折に触れて生徒・保護者に各校の指導方針の周知徹底を図り、家庭や地域との連携を密にして、生徒の健全育成に努める。

(1) 生徒相談について

- ① 教職員のカウンセリングマインドを高め、生徒個々に対応したメンタルヘルスを含む相談システムを確立する。
- ② 地域や外部の関係機関と連携し、人間関係の基本訓練を含めた心身の健全な育成に配慮した教育を目指す。
- ③ 生徒本人の人権擁護の観点から、学校の組織的支援や保護者との連携のあり方など、解決のためのビジョンについて十分に説明し、相談者が安心して相談を継続できるように努める。

(2) 連携について

- ① 中高の連携を一層強化し、情報の交換が迅速かつ機能的に行われるように努める。
- ② 生徒のコミュニケーション能力を高めるために地域との連携を図る。
- ③ 問題を抱えた生徒の指導については、必要に応じて外部の医療機関等との連携を図る。

以 上

《参考ホームページ》

※1 指導資料「メディアリテラシー教育の手引」

<http://www.pref.nagano.jp/kenkyoi/jouhou/seitosidou/sidousiryou/no79/index.htm>

※2 コミュニケーションデー

<http://www.pref.nagano.jp/kyouiku/kyougaku/happyou/taisaku0505.pdf>

※3 共育クローバープラン

<http://www.pref.nagano.jp/kenkyoi/jouhou/gyousei/clover/index.htm>

※4 「親子で学ぶセイフネット講座」テキスト

<http://www.pref.nagano.jp/kyouiku/syougai/himawarikko/safenet18/safeteens.htm>

※5 参考ホームページ例：財団法人インターネット協会フィルタリング連絡協議会

<http://www.iajapan.org/filtering/>

○ 学校における携帯電話の取扱い等について（通知）

（平成21（2009）年3月19日 20教指心第225号）

長野県教育委員会では、携帯電話の取扱いについて、平成19年2月2日付け教育長通知「インターネット・携帯電話利用の指導について」（18教指第617号）をはじめとして、様々な機会をとおして指導をお願いしてきたところです。

このような状況の中、依然として携帯電話をめぐる様々な問題が発生しており、今後も情報機器の進展

とともに新たな影響も懸念されています。

つきましては、下記の基本方針並びに別紙「携帯電話をめぐる問題への取組について」を参考にし、一層の取組と指導をお願いします。

なお、市町村（学校組合）教育委員会におかれましては、管内の小中学校へ指導いただきますよう、併せてお願いいたします。

記

1 学校における携帯電話の取扱いについて

(1) 小学校・中学校

現在、「学習に必要なでないものは学校へ持ち込まない」などの指導により、すべての学校において、携帯電話の持込みは原則禁止されている。

今後とも、携帯電話が学校教育活動に支障とならないように、原則持込み禁止の基本方針を継続すること。

また、学校の基本方針については、児童生徒及び保護者の理解が十分得られるよう配慮し、保護者に周知徹底すること。

(2) 特別支援学校

携帯電話の持込みについては、盲学校・ろう学校・養護学校において携帯電話をコミュニケーションの道具として活用している現状も踏まえて、児童生徒の実態に応じて各学校が基本方針を定めること。

また、学校における携帯電話の使用の目的、使用上のルールを明らかにして、児童生徒及び保護者に周知徹底すること。

(3) 高等学校

現在、すべての学校において、授業中の使用を禁止している。

今後も、ルールが十分守られているかなどの実態を把握し、携帯電話が学校教育活動に支障とならないようにすること。

また、携帯電話利用のルールやマナーについては、生徒が主体的に取り組む力をつけるために、必要に応じて生徒の意見を聞き、話し合う機会を設けるなどして、より効果的なものにする。

2 学校における携帯電話の指導について

(1) 学校における情報モラル教育等の取組について

児童生徒の携帯電話利用の実態把握に努め、情報モラル教育を学年に応じて体系的に推進すること。

また、児童生徒が、コンピューターの操作等をとおして、情報を主体的に活用できる能力を高め、ネット上の危険を回避する能力やリスク対応の能力を身につけられるようにすること。

(2) 「ネット上のいじめ」等に関する取組の徹底について

ネット上においても「いじめは人間として絶対許されない」という立場から、従来のいじめの問題への取組に加えて指導を充実させること。また、日常の児童生徒のサインを見逃さず、未然防止、早期発見・早期対応に努めること。

(3) 児童生徒の主体的な参加について

児童生徒の発達に応じて、ルールやマナーについて主体的に考えさせること。

その際、児童・生徒同士や保護者、地域の方と話し合うなど、情報化社会の一員として、ネット社会に参画する自覚と責任ある態度を培うこと。

3 家庭や地域との連携の強化について

学校において携帯電話の持込みを制限しても、携帯電話をめぐる問題は根本的には解決しない。学校は、家庭・地域と密接に連携しながら、学校外の使用も含め携帯電話に関する課題や指導方針について共通理解を図り取り組むこと。

4 市町村（学校組合）教育委員会の役割について

市町村（学校組合）教育委員会においては、各学校や地域の実態を踏まえた上で、学校に携帯電話

の取扱いが適切になされるように基本方針を示す、学校・家庭に対する啓発活動を行う等、携帯電話についての取組を積極的に推進すること。

県教育委員会は、このため関係機関等との連携に努め、指導資料の作成、連絡会議等により市町村（学校組合）教育委員会と連携して施策を進める。

○ 暴力行為等の問題行動に対する取組について

〈平成22(2010)年5月27日 22教指心第41号〉

児童生徒にかかわる暴力行為等の問題行動の根絶につきまして、従来から対応をいただいているところですが、今年度になりまして、県内の中高校生による集団暴力等があいついで発生しており、大変憂慮しているところであります。

学校における暴力行為は、発生件数の増加とともに質的な変化が問題であり、児童生徒が社会等の変化に対応できず、友人や教師との関係が築けないまま、攻撃的な態度につながってしまうなど、様々な背景が考えられます。

各校においては、全職員が児童生徒の自尊感情や自己肯定感を大切にしながら、一人ひとりと向き合い、心の変化を素早くうけとめることが重要です。

つきましては、下記により、安全で安心できる学校生活を送ることができますように家庭・関係機関等と密接な連携を取り、適切な対応に心がけるようお願いいたします。

記

1 暴力行為の予防に向けた取組

(1) 基本的考え方

暴力行為は、社会においても許されない行為であることから、「学校においてもいかなる理由からも絶対許されない行為である。」と明確に否定し、教職員の毅然とした対応や解決に向けた粘り強い姿勢が求められる。

「暴力は人権侵害でもあり、人権尊重の精神に反する。」との認識を教職員が共有し、一致協力した取組が大切である。また、被害者の悲しみ・憤りに心を寄せ、暴力否定の気持ちを自らの心に生み出せるような機会を設ける必要がある。

(2) 指導体制の確立

学校全体として暴力行為に対する一致した指導方針を共有し、管理職のリーダーシップにより、教職員間の役割分担を整えて、校内の指導体制を確立する必要がある。児童生徒の悩みなどに早期に対応する相談体制の充実、個別な事情を抱えた児童生徒への特別な配慮と指導の整備などが求められる。

(3) 多面的・客観的な個別理解

暴力行為の背景として、児童生徒の特性や発達段階からの個人を取り巻く家庭・学校・社会環境に至るまで様々な要因が考えられる。このことから、教員が生徒指導に関連した法律の知識や教育相談の技法を学び、生徒理解に活かすことが求められる。必要に応じて、スクールカウンセラー等から専門的助言を求め、早期発見、早期対応に努める。

(4) 規範意識の育成

家庭教育におけるしつけや基本的な生活習慣の確立を基盤として、他人への思いやりや互いを尊重して良さを認めあえる協調性の育成、学校や学級のきまりを守る意味と重要性などの継続的指導を進める。体験学習やボランティア活動、地域社会との連携した取組などを通じて規範意識の育成につとめる。

2 暴力行為の発生に伴う対応の基本項目

- ① 緊急性や軽重などを判断した迅速な対応
- ② 当事者（被害者と加害者）への対応と援助、周囲への指導
- ③ 正確な事実関係の把握
- ④ 指導方針の決定
- ⑤ 役割分担による指導と対応策の周知

⑥ 保護者、PTA、関係機関等との連携

(資料として県教育委員会ホームページ

「飯田高等学校生徒刺殺事件検証委員会提言」を参照)

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kenkyoi/sigoto/gyousei/iida/teigen1.pdf>

○ 携帯電話の指導について

〈平成23(2011)年2月17日 22教指心第135号〉

長野県教育委員会及び長野県では、携帯電話等の指導については、平成19年2月2日付け教育長通知「インターネット・携帯電話利用の指導について」(18教指第617号)、平成21年3月19日付け教育長通知「学校における携帯電話の取扱いなどについて」(20教指心第225号)をはじめとして、様々な機会を通して指導をお願いしてきたところです。

本年度、「ネットいじめ」やカメラ機能を使用した不適切な撮影など、依然として携帯電話をはじめとする携帯情報端末をめぐる様々な問題が発生しており、さらに情報機器の普及に伴う新たな影響も懸念されています。

さらに、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(平成21年4月施行)により、青少年への提供が原則義務化されたフィルタリング機能の利用率は、低い水準にとどまっています。

については、各校において、3月の携帯電話購入の集中期を迎え、携帯電話等をめぐる諸問題の未然防止と、問題への的確な対応のために、年度末指導や入学者説明会等の機会を通じて、改めて平成21年3月19日付け教育長通知の趣旨の周知を図るとともに、下記の方針により一層の取組をお願いします。

記

1 学校における携帯電話等の指導について

- (1) 情報モラル教育を学年に応じて体系的に推進すること。また、情報教育において、児童生徒がコンピュータの操作等とおして、主体的な情報活用能力を高め、ネット上のリスクを回避し対応する能力を身につけられるようにすること。その上で、情報化社会の一員として、ネット社会に参画する自覚と責任ある態度を培うこと。
- (2) 児童生徒に対し、「ネットいじめ」が重大な人権侵害であり、ネット上に流出した情報が回収困難で、重大な結果を招くことを再認識させるとともに、諸活動を通じて、児童生徒同士の心の結び付きを深め、人権感覚を養う取組を継続して行うこと。
- (3) 携帯電話等をめぐる生徒指導上の問題への迅速かつ的確な対応のため、教職員による必要な情報の収集を図るとともに、携帯電話の指導に関する講座を利用して研修を行うこと。

2 家庭や地域との連携の強化について

- (1) 学校は、家庭・地域と密接に連携しながら、学校外の使用も含め携帯電話に関する課題や指導方針について共通理解を図り取り組むこと。
- (2) 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(平成21年4月施行)で、青少年が使用する携帯電話のフィルタリング機能の利用が保護者の判断に委ねられていることを踏まえ、保護者にフィルタリングの必要性と有効性を周知すること。
- (3) 携帯電話の所持や使用にあたっては、保護者と児童生徒が約束ごとを決めるよう働きかけること。

○ (別紙) 携帯電話をめぐる問題への取組について

1 学校における携帯電話の取扱いについて

- 年度当初に児童生徒・保護者に対して、学校の基本方針を明確に伝える。
- やむを得ず携帯電話の持込みを認める場合は、取扱いのルールを定める。

2 学校における携帯電話の指導について

- 児童生徒の実態に応じた、情報モラル教育の年間指導計画を作成する。
(各教科をはじめ、総合的な学習の時間や道徳教育、特別活動との連携に留意)
- 「ネット上のいじめ」を人権教育・道徳教育などに関連づけて指導を行う。
- 携帯電話(インターネット)の問題について、危険性や禁止事項を説明するだけでなく、児童生

徒が考える機会を積極的に設ける。(各教科の授業、児童生徒集会、講演会等)

- 携帯電話の生徒指導上の課題を把握して、関係機関と連携して取り組むこと。
(・個人情報の流出・ブログ、プロフによるトラブル・携帯電話への過度な依存・授業中の使用等)

3 家庭や地域との連携の強化について

- 学校と保護者は、あらゆる機会を通して携帯電話をめぐる問題について理解を深める。
(PTA、学級懇談会、家庭向け通知、地域懇談会等)
- 携帯電話のフィルタリング利用を推進する。

フィルタリングの設定率(長野県調査)

平成20年10月……小学生11.6%、中学生17.4%、高校生17.2%

平成22年10月……小学生4.0%、中学生17.7%、高校生30.9%

平成24年10月……小学生9.4%、中学生26.1%、高校生48.5%

- 携帯電話を利用するにあたり「家庭のルール」づくりを推進する。

・「特に約束ごとはない」(長野県調査)

平成20年10月……小学生28.0%、中学生31.5%、高校生55.9%

平成22年10月……小学生32.7%、中学生26.4%、高校生52.0%

平成24年10月……小学生43.6%、中学生37.0%、高校生54.6%

・家庭のルール例 … ユビキタス@nagano.vol 5 参照

(<http://www.pref.nagano.lg.jp/kyouiku/kyougaku/ubiquitous.htm>)

《参考ホームページ》

- ※1 指導資料「メディアリテラシー教育の手引」
<http://www.pref.nagano.lg.jp/kenkyoi/jouhou/seitosidou/sidousiryu/no79/index.htm>
- ※2 コミュニケーションデー
<http://www.pref.nagano.lg.jp/kyouiku/kyougaku/happyou/taisaku0505.pdf>
- ※3 ケータイ・インターネット指導のためのポータルサイト
<http://www.pref.nagano.lg.jp/kyouiku/kyougaku/ubiquitous.htm>
- ※4 「親子で学ぶセイフネット講座」テキスト
<http://www.pref.nagano.lg.jp/kyouiku/syougai/himawarikko/safenet18/safeteens.htm>
- ※5 共育クローバープラン
<http://www.pref.nagano.lg.jp/kenkyoi/jouhou/gyousei/clover/index.htm>
- ※6 参考ホームページ例：財団法人インターネット協会フィルタリング連絡協議会
<http://www.iajapan.org/filtering/>
- ※7 総務省：「インターネットトラブル事例集」
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html

- 学校における携帯電話等の指導、生徒指導体制の充実について

〈平成23(2011)年11月16日 23教指心第137号〉

先日、県内高等学校の校内において、生徒の暴力的なシーンが携帯電話のカメラ機能で撮影され、インターネット上へ動画が投稿されたことに端を発して、個人情報の流出や誹謗中傷など様々な人権侵害が生じる事件が発生しました。その背景として、生徒の携帯電話・ネット利用における判断の甘さが、人間関係のトラブルを拡大させてしまったことも明らかになりました。

また、その他県内では、児童生徒が携帯電話等をめぐる諸問題の加害者や被害者となる事案が発生しており、生徒の暴力行為も、「平成22年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省)において、発生件数が増加しているという憂慮すべき状況にあります。

については、長野県教育委員会では、学校における携帯電話等の指導、生徒指導体制の充実について、「学校における携帯電話の取扱いなどについて」(平成21年3月19日付け20教指心第225号)、「携帯電話等の指導について」(平成23年2月17日付け22教指心第185号)、「暴力行為等の問題行動に対する取組について」(平成22年5月27日付け22教指心第41号)をはじめとして、様々な機会を通して指導を

お願いしてきたところですが、下記の方針により一層の取組をお願いします。

記

- 1 メディアリテラシー教育・情報モラル教育の推進について
 - (1) 児童生徒の発達段階に応じて、各教科、総合的な学習の時間、道徳などの学習を通じ、情報社会の一員として、適正な活動を行うための基となる考え方と態度を養うこと。
 - (2) 児童生徒が携帯電話やインターネットを活用するにあたり、危険を回避する方法を学ぶとともに、肖像権や知的財産権保護など情報モラルへの配慮に気付かせること。その際、写真や動画の撮影やネット上の発言は重い責任を伴い、犯罪や人権侵害につながりかねないことを改めて周知すること。
 - (3) インターネット上に投稿したり、流出したりした情報は回収困難で、プライバシー侵害の連鎖など、深刻な結果を招くことを再認識させ、情報の安全な活用と情報の発信者としての責任について考えさせること。
- 2 学校・家庭における携帯電話等の指導について
 - (1) 各校における携帯電話使用上のルールを徹底し、携帯電話に関する課題や指導方針について保護者と共通理解を図りつつ、地域と連携して指導に取り組むこと。
 - (2) 携帯電話の所持や使用にあたっては、フィルタリング機能を利用するとともに、家庭での使用を含め、保護者と児童生徒が約束ごとを決めるよう一層働きかけること。
 - (3) 携帯電話等をめぐる問題発生時には、関係機関と連携して問題の拡大を防ぐとともに、サイト管理者やプロバイダーに対する削除要請を行う等、迅速な対応に努めること。
- 3 生徒指導上の問題を未然に防ぐための体制整備について
 - (1) 教職員は、児童生徒の発するサインの把握に努め、児童生徒の相談や訴えにも的確に対応すること。
 - (2) 生徒指導担当・教育相談担当の係会、学年会、職員会などで生徒情報を定期的に共有できるよう、校内体制の充実を図ること。
 - (3) 個別支援が必要な児童生徒の指導にあたっては、校種間連携を強化するとともに、校内外のチーム支援体制で臨むこと。
 - (4) 学校での諸活動を通じて、児童生徒同士のコミュニケーション能力を育成し、心の結び付きを深めるとともに、自己肯定感と他者尊重に基づく人権感覚を養う取組を継続して行うこと。

○ いじめの問題に関する取組の徹底について

〈平成25(2013)年1月30日 24教指心第169号〉

いじめの問題に関する指導につきましては、「生徒指導の充実・改善について」（平成18年11月15日付け18教指心第469号長野県教育委員会教育長通知）や、「いじめの実態把握及びいじめの問題への取組の徹底について」（平成22年11月25日付け22教指心第143号長野県教育委員会教育長通知）等において取組をお願いしているところですが、「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査」及び「いじめ対応に係る学校訪問」からも、いじめの問題への取組の更なる強化に向けた課題が浮き彫りになっております。また、このことについて、平成24年11月27日付け文部科学省大臣官房長より、「『いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査』を踏まえた取組の徹底について」の通知があったところです（平成24年12月4日付け24教指心第143号）。

つきましては、各学校におかれては、いじめの実態把握に関するアンケート調査や、いじめの問題に関する研修、いじめの問題への取組に関する定期的な点検の実施、警察との連携等について、下記の点に御留意の上、取組の更なる徹底を図るようお願いいたします。

記

- 1 「いじめは、どの子にも、どの学校にも起こり得る」、「本人がいじめと感じればそれはいじめであ

- る」、「いじめは人として絶対に許されない」ということを基本認識として全教職員で再確認する。
- 2 いじめの問題への取組について、実情に応じた点検項目を定め、これに基づく定期的な点検を行う必要がある。点検は、一部の教職員にのみ関係する点検項目を除き、全教職員で行い、点検結果やこれに基づく課題については、全教職員で共有し、取組の改善につなげる。（別紙1「いじめ問題への取組チェック表：学校用」を活用する。）
 - 3 各学校の実情に応じた「いじめ対応マニュアル」を整備し、組織的な早期対応、関係機関との連携などについて、全教職員で確認する。さらに、このマニュアルに基づく対処方針や指導計画等について、保護者や地域住民に公表し理解を得る。
 - 4 定期的に「アンケート調査」を実施し、児童生徒から直接状況を聞くとともに、各学校の実情に応じて、「個別面談」や「生活ノート」等を活用して、日常的に実態を把握する。
 - 5 いじめの早期発見・早期対応のため、家庭との協力のもと、児童生徒の生活や人間関係についてきめ細かく把握する。（別紙3「学級の様子チェックシート」、別紙4「子どもの様子チェックシート（学校用・家庭用）」を活用する。）
 - 6 いじめの問題に関する校内研修を計画的に実施し、いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、いじめの態様や特質、原因や背景、具体的ないじめの認知や指導上の留意点などについて教職員間で共通理解する。
 - 7 いじめが生じた際には、特定の教員が抱え込むことなく、校長のリーダーシップの下、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する。また、いじめを把握した場合には、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、連携して対応する。
 - 8 犯罪として取り扱われるべきと認められるいじめや暴力行為等に対しては、被害児童生徒を徹底して守り通すという観点から、早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。特に、いじめられている児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報することが必要である。こうした学校の対応方針について、日頃から保護者に周知し、理解を得ておく。
 - 9 教育相談担当教員や養護教諭、スクールカウンセラーなどとの校内連携により、教育相談体制を充実させる。また、学校内外の相談窓口について、児童生徒及び保護者に対し周知徹底する。教育相談の実施に当たっては、相談の内容に応じ、医療機関などの専門機関と連携する。
 - 10 携帯電話やインターネット等による誹謗中傷は、法的責任を問われることもある卑劣な人権侵害であることを踏まえ、児童生徒及び保護者への啓発を計画的に行い、情報モラルについての意識を高める。
 - 11 教職員が率先して人権を尊重する態度を示し、学校や学級が人権意識の高い、安心・安全で温かい集団として機能するよう、日頃から人権感覚を磨き続ける。
 - 12 いじめの問題に関する学校評価の実施に際しては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、適切な実態把握や対応が促されるよう、以下の評価項目や観点の例を参考に、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえその改善に取り組む。
 - ・いじめ対応マニュアルを整備し、対処方針や指導計画を明確にしているか。
 - ・日頃より、いじめの実態把握に努め、児童生徒が発する危険信号等を見逃さないようにしていじめの早期発見に努めているか。それら各学級の状況を学校組織として共有できているか。
 - ・これらの方針や取組について、保護者や地域と共有し、理解や協力を得ているか。

- ・いじめが生じた際に、学校全体で迅速かつ組織的対応ができる体制が整備され、それが機能しているか。
 - ・指導上配慮を要する児童生徒の進学や転学等に際し、教員間の引き継ぎを丁寧に行っているか。
- 13 いじめの問題に関する教員評価について、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況の評価に際し、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解や未然防止、早期発見の取組、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な組織的対応等が評価されるよう留意する。

《 参考資料 》

- (1) 緊急時連携体制について（別紙1）
- (2) 少年事件手続きの流れ（別紙2）
- (3) 「長野県教育関係職員必携 平成21年版」より （「 」はページ数を示す。）
 - 長野県立学校長職務規程……………「P275」
（昭和25年7月25日 教育委員会訓令第2号）
 - 長野県立高等学校管理規則……………「P280」
（昭和31年4月12日 教育委員会訓令第3号）
 - 学校における暴力事件の根絶について……………「P323」
（昭和32年7月29日 32教義第118号 教育長通知）
 - 学校における教育職員の児童・生徒に対する体罰の根絶について……………「P324」
（昭和39年4月6日 39教義第98号 教育長通知）
 - 小・中学校および高等学校の修学旅行等について……………「P330」
（昭和42年1月30日 42教義第18号 教育長、総務部長通知）
 - 旅館、ホテルに係わる防火安全について(抄)……………「P335」
（昭和56年4月13日 55消第534号 教育長通知）
 - 高等学校の修学旅行について……………「P336」
（昭和63年3月23日 62教高第506号 教育長）
 - 高等学校の修学旅行における航空機及び船舶の利用について……………「P337」
（平成6年9月22日 6教指第322号 教育長通知）
 - 学校事故防止について……………「P341」
（昭和26年4月12日 教管財第138号 教育長、総務部長通知）
 - 学校施設・設備の防犯・防火対策等について……………「P342」
（昭和63年2月9日 62教高第439号 教育長通知）
 - 化学薬品による事故防止について……………「P343」
（昭和45年8月22日 45教保第137号 教育長通知）
 - 学校における薬品類の保管・管理について……………「P345」
（昭和63年6月29日 63教保第150号 教育長通知）
 - 技術家庭科並びに工業科における工作機械等の使用による事故の防止について「P349」
（昭和58年9月2日 58教保第202号 教育長通知）
 - 長野県立高等学校校務処理規程……………「P351」
（昭和43年4月18日 教育委員会訓令第3号）
 - 教育基本法第8条に対する意見……………「P357」
（昭和24年7月 長野県教育委員会）
 - 長野県人権教育・啓発推進指針……………「P360」
（平成15年4月策定 長野県）
 - 学校教育の政治的中立性の確保について……………「P366」

(昭和 42 年 12 月 27 日 42 教高第 858 号 教育長通知)

- 「児童生徒による非行事案等に係る学校と警察の連絡」運用要領 …………… 「P379」
(平成 18 年 2 月 7 日制定 長野県教育委員会)
- 学校における環境衛生管理の徹底について…………… 「P448」
(平成 4 年 7 月 9 日 4 教保第 192 号 教育長通知)
- 交通安全教育の徹底について…………… 「P453」
(昭和 61 年 7 月 7 日 61 教保第 176 号 教育長、総務部長通知)
- 二輪車の事故防止に関する総合対策について…………… 「P454」
(平成元年 8 月 22 日 元教保第 206 号 教育長、総務部長通知)
- 水泳、登山等の野外活動における事故防止について…………… 「P455」
(平成 14 年 5 月 31 日 14 教体第 65 号 教育長他通知)
- スキー、スケート及び冬山登山の事故防止について…………… 「P461」
(平成 10 年 12 月 18 日 10 教体第 231 号 教育長他通知)
- 児童・生徒の体育活動による事故防止等について…………… 「P464」
(昭和 45 年 7 月 13 日 45 教体第 141 号 教育長、総務部長通知)
- 中学校・高等学校の運動部活動等における事故防止について…………… 「P467」
(昭和 57 年 6 月 2 日 57 教体第 87 号 教育長、総務部長通知)

(4) その他の資料

(生徒指導全般)

- 心と行動のネットワーク 一心のサインを見逃すな、「情報連携」から「行動連携」へー
(平成 13 年 4 月 少年の問題行動等に関する調査研究協力者会議)
- 未成年者の喫煙・飲酒状況等調査結果報告書 (平成 14 年 3 月 長野県衛生部保健予防課)
- 「児童生徒による非行事案等に係る学校と警察の連絡」運用要領
(平成 18 年 2 月 7 日制定 同 4 月 1 日施行)
- メディアリテラシー教育の手引 (平成 18 年 2 月 28 日発行 長野県教育委員会)
- 「生徒指導体制の在り方についての調査研究」(報告書)ー規範意識の醸成を目指してー
(平成 18 年 5 月 国立教育政策研究所生徒指導研究センター)
- 「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料」(非行防止教室を中心とした取組)
(平成 18 年 5 月 文部科学省・警察庁)
- 「ユビキタス@nagano」(平成 19, 20 年度 生徒指導総合対策会議資料)
(<http://www.pref.nagano.jp/kenkyoi/jouhou/seitosidou/sidousiryou/no81/index.htm>)
- 生徒指導資料第 1 集「生徒指導上の諸問題の推移とこれからの生徒指導ーデータに見る生徒指導の課題と展望ー(改訂版)」(平成 21 年 3 月 国立教育政策研究所生徒指導研究センター)
(<http://www.nier.go.jp/shido/centerhp/lisyu-kaitei/lisyu-kaitei.htm>)
- 教師が知っておきたい 子どもの自殺予防 (平成 21 年 3 月 文部科学省)
(http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2009/04/13/1259190_12.pdf)
- 運動部活動指導の手引き
(平成 22 年 3 月 長野県地域スポーツ人材活用促進委員会・長野県教育委員会)
(<http://www.pref.nagano.jp/kyouiku/taiiku/bukatutebiki.pdf#search>)
- 「生徒指導提要」(平成 22 年 3 月 文部科学省)
(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/062/gaiyou/1294037.htm)
- 初任教員向け生徒指導資料 「これだけは押さえよう！～生徒指導はじめの一步～」
(平成 24 年 3 月 国立教育政策研究所)

<http://www.nier.go.jp/shido/shoninsha/index.html>

- 「生徒指導リーフ」シリーズ 「生徒指導って何？」 「『絆づくり』と『居場所づくり』」 「発達障害と生徒指導」
(平成 24 年 4 月 国立教育政策研究所)
<http://www.nier.go.jp/shido/leaf/index.html>

(不登校に関わって)

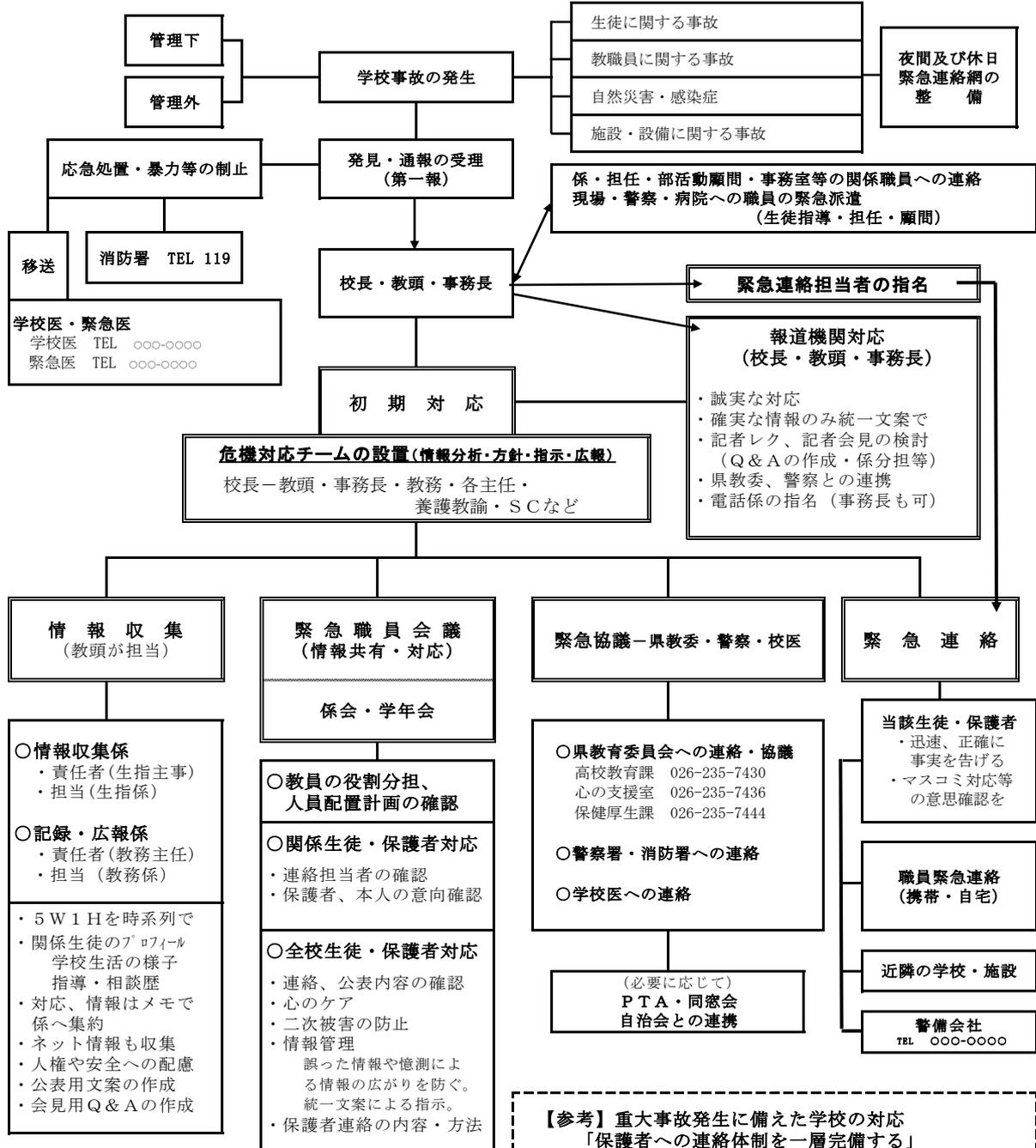
- 「不登校への対応のあり方について (通知)」 (平成 15 年 5 月 文部科学省)
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t20030516001/t20030516001.html
- 「中 1 不登校調査 (中間調査) —不登校の未然防止に取り組むために—」
(平成 15 年 8 月 国立教育政策研究所生徒指導研究センター)
<http://www.nier.go.jp/shido/centerhp/futoukou.pdf>
- 「不登校の未然防止に取り組むために —中 1 不登校生徒調査から分かったこと—」
(平成 16 年 3 月 国立教育政策研究所生徒指導研究センター)
<http://www.nier.go.jp/a000110/lpanf.pdf>
- 「生徒指導資料第 2 集」 「不登校への対応と学校の取組について」
(平成 16 年 6 月 国立教育政策研究所生徒指導研究センター)
<http://www.nier.go.jp/shido/centerhp/hutoukou2/honbun.htm>
- 「不登校児童生徒が自宅において IT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」
(平成 17 年 7 月 文部科学省)
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121502/06041201.htm
- 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」
(不登校児童生徒を対象とした学校に係る教育課程の特例 平成17年7月 文部科学省)
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121502/06041202.htm
- 「不登校対策の行動指針」 (平成 22 年 3 月 長野県教育委員会)
<http://www.pref.nagano.jp/kenkyoi/shingikai/futoko/index.htm>

平成〇〇年度 △△高等学校 緊急時 連携体制

（平成〇〇年△月□日現在）

注）①～⑤は責任者順位とする

△△高等学校 TEL 〇〇〇-〇〇〇〇 FAX 〇〇〇-〇〇〇〇		①校長 (携帯)〇〇〇-〇〇〇〇 (自宅)〇〇〇-〇〇〇〇	②教頭 (携帯)〇〇〇-〇〇〇〇 (自宅)〇〇〇-〇〇〇〇	事務長 (携帯)〇〇〇-〇〇〇〇 (自宅)〇〇〇-〇〇〇〇
③教務主任 (携帯)〇〇〇-〇〇〇〇	④生徒指導主事 (携帯)〇〇〇-〇〇〇〇	⑤1学年主任 (携帯)〇〇〇-〇〇〇〇	⑤2学年主任 (携帯)〇〇〇-〇〇〇〇	⑤3学年主任 (携帯)〇〇〇-〇〇〇〇
養護教諭 (携帯)〇〇〇-〇〇〇〇				



【参考】重大事故発生時の心得
「さしすせそ初期対応」
 さ 最悪を想定し、素早く、
 し 慎重に意を持って、組織で対応
 す 素早く
 せ 誠意を持って
 そ 組織で対応

【参考】重大事故発生に備えた学校の対応
「保護者への連絡体制を一層完備する」
 （平成15年3月 飯田高等学校生徒刺殺事件
 検証委員会「提言」より）
 ○クラス・クラブ緊急連絡名簿の作成（毎年4月）
 ○名簿は担任所持及び学校保管
 ○緊急時は救命手当て第1、直ちに保護者へ連絡
 ○学校長は保護者への緊急連絡担当者を指名
 ○校長不在時の代理者を含め、責任者を第5順位まで定める（毎年4月 [例] ①校長②教頭③教務主任④生徒指導主事⑤各学年主任）
 ○担任は保護者との連絡に尽力し、学校長に報告
 ○部活動時などの緊急連絡体制の周知徹底と完備

少年事件手続きの流れ

